廃 第 1 2 3 3 号 - 1 令和 6 年 1 2 月 2 6 日

一般社団法人千葉県産業資源循環協会会長 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長 (公 印 省 略)

千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱等 の改正について(通知)

日頃から本県の産業廃棄物行政に御協力いただき御礼申し上げます。

このたび、千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱等を改正し、 令和7年1月1日から施行します。

要綱等の改正概要については別紙のとおりです。

つきましては改正内容について、貴協会会員に周知をよろしくお願いします。 特に最終処分業者におかれましては、県外排出事業者への周知に御協力お願い します。

なお改正後の要綱等は、以下の千葉県ホームページ内「千葉県県外産業廃棄 物の適正処理に関する指導要綱」に掲載する予定です。

・千葉県HP「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」

URL: https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/kengai/law.html

<問合せ先>

環境生活部廃棄物指導課指導企画班

TEL 043-223-2757

FAX 043-221-5789

MAIL haiki-sk@mz.pref.chiba.lg.jp